

茨木市中心市街地活性化基本計画 新旧対照表（傍線赤文字部分は変更箇所）

変 更 後					変 更 前				
1. ～ 3. 略					1. ～ 3. 略				
4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項					4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項				
〔1〕～〔2〕（2）②略					〔1〕～〔2〕（2）②略				
（3）中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業					（3）中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業				
事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項	事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 中央公園（南）整備事業 【内容】 芝生広場を整備する。 【期間】 令和2年度～令和5年度	茨木市	文化複合施設の整備と併せて、中央公園の南グラウンドを芝生化し、「育てる広場」のキーコンセプトのもと、市街地にありながら、ゆったり過ごすことのできる憩いのスペースを整備し、新たな魅力と集いの場の創出を図る。 本事業は、目標②滞在・活動の場の創出の達成に必要である。	【支援措置】 <u>都市構造再編集 中支援事業</u> 【実施時期】 令和2年度～令和5年度		【事業名】 中央公園（南）整備事業 【内容】 芝生広場を整備する。 【期間】 令和2年度～令和5年度	茨木市	文化複合施設の整備と併せて、中央公園の南グラウンドを芝生化し、「育てる広場」のキーコンセプトのもと、市街地にありながら、ゆったり過ごすことのできる憩いのスペースを整備し、新たな魅力と集いの場の創出を図る。 本事業は、目標②滞在・活動の場の創出の達成に必要である。	【支援措置】 <u>社会資本整備総合交付金（都市再構築戦略事業）</u> 【実施時期】 令和2年度～令和5年度	
【事業名】 元茨木川緑地再整備事業 【内容】 元茨木川緑地を再整備する。 【期間】 令和2年度～令和5年度	茨木市	元茨木川緑地は豊かな緑やさくら並木など市民に親しまれている茨木市を代表する緑地であるが、樹木の老木化や園路やトイレ等の施設の老朽化が進みつつあることから、市民のニーズを踏まえたリニューアル（再整備）を行い、新たな魅力と集いの場の創出を図る。 本事業は、目標②滞在・活動の場の創出の達成に必要である。	【支援措置】 <u>都市構造再編集 中支援事業</u> 【実施時期】 令和2年度～令和5年度		【事業名】 元茨木川緑地再整備事業 【内容】 元茨木川緑地を再整備する。 【期間】 令和2年度～令和5年度	茨木市	元茨木川緑地は豊かな緑やさくら並木など市民に親しまれている茨木市を代表する緑地であるが、樹木の老木化や園路やトイレ等の施設の老朽化が進みつつあることから、市民のニーズを踏まえたリニューアル（再整備）を行い、新たな魅力と集いの場の創出を図る。 本事業は、目標②滞在・活動の場の創出の達成に必要である。	【支援措置】 <u>社会資本整備総合交付金（都市再構築戦略事業）</u> 【実施時期】 令和2年度～令和5年度	
（4）国の支援がないその他の事業					（4）国の支援がないその他の事業				
事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項	事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
（略）	（略）	（略）	（略）		（略）	（略）	（略）	（略）	
【事業名】 阪急茨木市駅西口再整備検討事業 （略）	（略）	（略）	（略）		【事業名】 阪急茨木市駅西口再整備検討事業 （略）	（略）	（略）	（略）	
【事業名】 本町駐輪場整備事業 【内容】 本町商店街内の市有地に、駐輪場を整備する。	茨木市・FIC ベース株式会社	本町商店街内にある市有地に、駐輪場を整備し、自転車での来街や、買い物や飲食等をゆつたりと楽しめるようにし、来街者の利便性を向上させ、商業の質			【事業名】 本町駐輪場整備事業 【内容】 本町商店街内の市有地に、駐輪場を整備する。	茨木市・FIC ベース株式会社	本町商店街内にある市有地に、 <u>24時間利用可能な</u> 駐輪場を整備し、自転車での来街や、買い物や飲食等をゆつたりと楽しめるようにし、来街者の利便性を向		

	【期間】 令和4年度～令和5年度		の更新や新たな魅力と集いの場の創出を図る。 本事業は、目標①中心商業機能の質の更新、目標②滞在・活動の場の創出の達成に必要である。		
5．都市福利施設を整備する事業に関する事項 〔1〕～〔2〕（2）②略 （3）中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業					
	事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項
	【事業名】 地域交流センター整備事業 【内容】 ホール機能を備えた文化複合施設を整備する。 【期間】 令和2年度～令和5年度	茨木市	中央公園南グラウンド南側緑地にホールなどの機能を備えた文化複合施設を整備を行う。また、文化複合施設には大屋根のあるオープンスペースを整備することにより、新たな魅力と集いの場の創出を図る。 本事業は、目標②滞在・活動の場の創出の達成に必要である。	【支援措置】 都市構造再編集 中支援事業 【実施時期】 令和2年度～令和5年度	
	【事業名】 子育て支援機能整備事業 【内容】 子育て支援などの機能を備えた文化複合施設を整備する。 【期間】 令和2年度～令和5年度	茨木市	中央公園南グラウンド南側緑地に子育て支援などの機能を備えた文化複合施設を整備を行う。また、文化複合施設には大屋根のあるオープンスペースを整備することにより、新たな魅力と集いの場の創出を図る。 本事業は、目標②滞在・活動の場の創出の達成に必要である。	【支援措置】 都市構造再編集 中支援事業 【実施時期】 令和2年度～令和5年度	
	【事業名】 図書館整備事業 【内容】 図書機能などを備えた文化複合施設を整備する。 【期間】 令和2年度～令和5年度	茨木市	中央公園南グラウンド南側緑地に図書機能などを備えた文化複合施設を整備を行う。また、文化複合施設には大屋根のあるオープンスペースを整備することにより、新たな魅力と集いの場の創出を図る。 本事業は、目標②滞在・活動の場の創出の達成に必要である。	【支援措置】 都市構造再編集 中支援事業 【実施時期】 令和2年度～令和5年度	
（4）略					
6．公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項 〔1〕～〔2〕（2）②略 （3）中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業					

	【期間】 令和3年度～令和4年度		上させ、商業の質の更新や新たな魅力と集いの場の創出を図る。 本事業は、目標①中心商業機能の質の更新、目標②滞在・活動の場の創出の達成に必要である。		
5．都市福利施設を整備する事業に関する事項 〔1〕～〔2〕（2）②略 （3）中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業					
	事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項
	【事業名】 地域交流センター整備事業 【内容】 ホール機能を備えた文化複合施設を整備する。 【期間】 令和2年度～令和5年度	茨木市	中央公園南グラウンド南側緑地にホールなどの機能を備えた文化複合施設を整備を行う。また、文化複合施設には大屋根のあるオープンスペースを整備することにより、新たな魅力と集いの場の創出を図る。 本事業は、目標②滞在・活動の場の創出の達成に必要である。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金（都市再構築戦略事業） 【実施時期】 令和2年度～令和5年度	
	【事業名】 子育て支援機能整備事業 【内容】 子育て支援などの機能を備えた文化複合施設を整備する。 【期間】 令和2年度～令和5年度	茨木市	中央公園南グラウンド南側緑地に子育て支援などの機能を備えた文化複合施設を整備を行う。また、文化複合施設には大屋根のあるオープンスペースを整備することにより、新たな魅力と集いの場の創出を図る。 本事業は、目標②滞在・活動の場の創出の達成に必要である。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金（都市再構築戦略事業） 【実施時期】 令和2年度～令和5年度	
	【事業名】 図書館整備事業 【内容】 図書機能などを備えた文化複合施設を整備する。 【期間】 令和2年度～令和5年度	茨木市	中央公園南グラウンド南側緑地に図書機能などを備えた文化複合施設を整備を行う。また、文化複合施設には大屋根のあるオープンスペースを整備することにより、新たな魅力と集いの場の創出を図る。 本事業は、目標②滞在・活動の場の創出の達成に必要である。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金（都市再構築戦略事業） 【実施時期】 令和2年度～令和5年度	
（4）略					
6．公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項 〔1〕～〔2〕（2）②略 （3）中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業					

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項		事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項	
【事業名】 中央公園（南）整備事業（再掲） 【内容】 芝生広場を整備する。 【期間】 令和２年度～令和５年度	茨木市	文化複合施設の整備と併せて、中央公園の南グラウンドを芝生化し、「育てる広場」のキーコンセプトのもと、市街地にありながら、ゆったり過ごすことのできる憩いのスペースを整備し、新たな魅力と集いの場の創出を図る。 本事業は、目標②滞在・活動の場の創出の達成に必要である。	【支援措置】 都市構造再編集 中支援事業 【実施時期】 令和２年度～令和５年度			【事業名】 中央公園（南）整備事業（再掲） 【内容】 芝生広場を整備する。 【期間】 令和２年度～令和５年度	茨木市	文化複合施設の整備と併せて、中央公園の南グラウンドを芝生化し、「育てる広場」のキーコンセプトのもと、市街地にありながら、ゆったり過ごすことのできる憩いのスペースを整備し、新たな魅力と集いの場の創出を図る。 本事業は、目標②滞在・活動の場の創出の達成に必要である。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金（都市再構築戦略事業） 【実施時期】 令和２年度～令和５年度		
【事業名】 元茨木川緑地再整備事業（再掲） 【内容】 元茨木川緑地を再整備する。 【期間】 令和２年度～令和５年度	茨木市	元茨木川緑地は豊かな緑やさくら並木など市民に親しまれている茨木市を代表する緑地であるが、樹木の老木化や園路やトイレ等の施設の老朽化が進みつつあることから、市民のニーズを踏まえたリニューアル（再整備）を行い、新たな魅力と集いの場の創出を図る。 本事業は、目標②滞在・活動の場の創出の達成に必要である。	【支援措置】 都市構造再編集 中支援事業 【実施時期】 令和２年度～令和５年度			【事業名】 元茨木川緑地再整備事業（再掲） 【内容】 元茨木川緑地を再整備する。 【期間】 令和２年度～令和５年度	茨木市	元茨木川緑地は豊かな緑やさくら並木など市民に親しまれている茨木市を代表する緑地であるが、樹木の老木化や園路やトイレ等の施設の老朽化が進みつつあることから、市民のニーズを踏まえたリニューアル（再整備）を行い、新たな魅力と集いの場の創出を図る。 本事業は、目標②滞在・活動の場の創出の達成に必要である。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金（都市再構築戦略事業） 【実施時期】 令和２年度～令和５年度		
【事業名】 地域交流センター整備事業（再掲） 【内容】 ホール機能を備えた文化複合施設を整備する。 【期間】 令和２年度～令和５年度	茨木市	中央公園南グラウンド南側緑地にホールなどの機能を備えた文化複合施設の整備を行う。また、文化複合施設には大屋根のあるオープンスペースを整備することにより、新たな魅力と集いの場の創出を図る。 本事業は、目標②滞在・活動の場の創出の達成に必要である。	【支援措置】 都市構造再編集 中支援事業 【実施時期】 令和２年度～令和５年度			【事業名】 地域交流センター整備事業（再掲） 【内容】 ホール機能を備えた文化複合施設を整備する。 【期間】 令和２年度～令和５年度	茨木市	中央公園南グラウンド南側緑地にホールなどの機能を備えた文化複合施設の整備を行う。また、文化複合施設には大屋根のあるオープンスペースを整備することにより、新たな魅力と集いの場の創出を図る。 本事業は、目標②滞在・活動の場の創出の達成に必要である。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金（都市再構築戦略事業） 【実施時期】 令和２年度～令和５年度		
【事業名】 子育て支援機能整備事業（再掲） 【内容】 子育て支援などの機能を備えた文化複合施設を整備する。 【期間】 令和２年度～令和５年度	茨木市	中央公園南グラウンド南側緑地に子育て支援などの機能を備えた文化複合施設の整備を行う。また、文化複合施設には大屋根のあるオープンスペースを整備することにより、新たな魅力と集いの場の創出を図る。 本事業は、目標②滞在・活動の場の創出の達成に必要である。	【支援措置】 都市構造再編集 中支援事業 【実施時期】 令和２年度～令和５年度			【事業名】 子育て支援機能整備事業（再掲） 【内容】 子育て支援などの機能を備えた文化複合施設を整備する。 【期間】 令和２年度～令和５年度	茨木市	中央公園南グラウンド南側緑地に子育て支援などの機能を備えた文化複合施設の整備を行う。また、文化複合施設には大屋根のあるオープンスペースを整備することにより、新たな魅力と集いの場の創出を図る。 本事業は、目標②滞在・活動の場の創出の達成に必要である。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金（都市再構築戦略事業） 【実施時期】 令和２年度～令和５年度		
【事業名】 図書館整備事業（再掲） 【内容】 図書機能などを備えた文化複合施設を整備する。	茨木市	中央公園南グラウンド南側緑地に図書機能などを備えた文化複合施設の整備を行う。また、文化複合施設には大屋根のあるオープンスペースを整備すること	【支援措置】 都市構造再編集 中支援事業 【実施時期】 令和２年度～令			【事業名】 図書館整備事業（再掲） 【内容】 図書機能などを備えた文化複合施設を整備する。	茨木市	中央公園南グラウンド南側緑地に図書機能などを備えた文化複合施設の整備を行う。また、文化複合施設には大屋根のあるオープンスペースを整備すること	【支援措置】 社会資本整備総合交付金（都市再構築戦略事業）		

	【期間】 令和2年度～令和5年度		により、新たな魅力と集いの場の創出を図る。 本事業は、目標②滞在・活動の場の創出の達成に必要である。	和5年度		
(4) 略						
7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項 [1]～[2] (1) 略 (2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業						
	事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項	
	<u>(4)に移設</u>					
	<u>(4)に移設</u>					
	<u>(4)に移設</u>					

	【期間】 令和2年度～令和5年度		により、新たな魅力と集いの場の創出を図る。 本事業は、目標②滞在・活動の場の創出の達成に必要である。	【実施時期】	令和2年度～令和5年度	
(4) 略						
7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項 [1]～[2] (1) 略 (2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業						
	事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項	
	【事業名】 道路空間活用事業 【内容】 道路空間にオープンカフェを整備し、定期的にイベントを実施する。 【期間】 令和元年度～令和6年度	F I C ベース株式会社	道路の占用の特例を活用し、JR茨木駅東口（いばらきスカイパレット）及び阪急茨木市駅西口駅前広場（2階デッキ）にオープンカフェを設置し、まちづくり会社が定期的にイベントを実施する等、駅前広場を市の玄関口としてふさわしい設えにすることで、市民が訪れたくなり、集まりたくなる商業の場づくりを推進し、賑わいの創出を図る。本事業は、目標①中心商業機能の質の更新、目標②滞在・活動の場の創出の達成に必要である。	【支援措置】 <u>地域まちなか活性化・魅力創出支援事業費補助金（中心市街地活性化支援事業）のうち先導的・実証的事业</u> 【実施時期】 <u>令和2年度</u>		
	【事業名】 商店街にぎわい空間整備事業 【内容】 商店街内に飲食店の入る商業施設を整備する。 【期間】 令和3年度～令和4年度	F I C ベース株式会社	商店街内 の駐輪場に併設し 子供連れでゆったりと過ごすことのできる居心地の良い飲食店の入る商業施設を整備することで、滞在したくなる空間の創出を図る。本事業は、目標①中心商業機能の質の更新、目標②滞在・活動の場の創出の達成に必要である。	【支援措置】 <u>地域まちなか活性化・魅力創出支援事業費補助金（中心市街地活性化支援事業）のうち先導的・実証的事业</u> 【実施時期】 <u>令和4年度</u>		
	【事業名】 クリエイターズマーケット整備事業 【内容】 既存空き店舗をクリエイターと起業家が集積する商業の魅力向上に資する複合商業施設として整備する。	F I C ベース株式会社	市内では多数のハンドメイドクリエイターが活躍しており、既存空き店舗の内部を1坪区画に改装することで、クリエイターが低賃料で創業できる環境を整える。多数のクリエイターが集結することで、魅力ある商業空間を創出する。コワーキングスペースを併設することでクリエ	【支援措置】 <u>地域まちなか活性化・魅力創出支援事業費補助金（中心市街地活性化支援事業）のうち先導的・実証的事业</u> 【実施時期】		

	【事業名】 道路空間活用事業 【内容】 道路空間にオープンカフェを整備し、定期的にイベントを実施する。 【期間】 令和4年度～令和6年度	F I C ベー ス株式会社	道路の占用の特例を活用し、JR茨木駅東口（いばらきスカイパレット）及び阪急茨木市駅西口駅前広場（2階デッキ）にオープンカフェを設置し、まちづくり会社が定期的にイベントを実施する等、駅前広場を市の玄関口としてふさわしい設えにすることで、市民が訪れたい、集まりたい商業の場づくりを推進し、賑わいの創出を図る。本事業は、目標①中心商業機能の質の更新、目標②滞在・活動の場の創出の達成に必要である。					(2) ①からの移設					
	【事業名】 商店街にぎわい空間整備事業 【内容】 商店街内に飲食店の入る商業施設を整備する。 【期間】 令和3年度～令和6年度	F I C ベー ス株式会社	商店街内に子供連れでゆったりと過ごすことのできる居心地の良い飲食店の入る商業施設を整備することで、滞在したくなる空間の創出を図る。本事業は、目標①中心商業機能の質の更新、目標②滞在・活動の場の創出の達成に必要である。					(2) ①からの移設					
	【事業名】 クリエイターズマーケット整備事業 【内容】 既存空き店舗をクリエイターと起業家が集積する商業の魅力向上に資する複合商業施設として整備する。 【期間】 令和3年度～令和6年度	F I C ベー ス株式会社	市内では多数のハンドメイドクリエイターが活躍しており、既存空き店舗の内部を1坪区画に改装することで、クリエイターが低賃料で創業できる環境を整える。多数のクリエイターが集結することで、魅力ある商業空間を創出する。コワーキングスペースを併設することでクリエイターと起業家の共同活動や新たな事業の創出を図る。本事業は、目標①中心商業機能の質の更新、目標②滞在・活動の場の創出の達成に必要である。					(2) ①からの移設					
	【事業名】 まちづくり会社による店舗誘致事業 【内容】 建物を整備し、市民ニーズにあった業種・業態の店舗を誘致する。	F I C ベー ス株式会社	まちづくり会社が空き家や空き店舗等を借り上げ、建物の改修や付帯設備の整備を行い、商業等複合施設としてサブリースし、市民ニーズに合致した業種・業態の店舗を誘致することで、魅力的な商業空間の形成を					(2) ①からの移設					

	<u>【期間】</u> 令和3年度～令和6年度		<u>図る。</u> 本事業は、目標①中心商業機能の質の更新、目標②滞在・活動の場の創出の達成に必要である。								
	<u>【事業名】</u> 空き店舗調査事業 <u>【内容】</u> 中心市街地内にある商店街の空き店舗を調査する。 <u>【期間】</u> 令和元年度～令和6年度	茨木市・F I C ベース株式会社	中心市街地内にある商店街の空き店舗状況について把握し、まちづくり会社による店舗誘致事業に活かすとともに、商店街や不動産オーナーと信頼関係の構築を図るとともに、得られたデータを店舗誘致事業等の事業推進に活かす。 本事業は、目標①中心商業機能の質の更新、目標②滞在・活動の場の創出の達成に必要である。								
8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項 〔1〕略 〔2〕具体的事業の内容 (1) 法に定める特別の措置に関連する事業											
	事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項						
	<u>【事業名】</u> 道路空間活用事業（再掲） <u>【内容】</u> 道路空間にオープンカフェを整備し、定期的にイベントを実施する。 <u>【期間】</u> 令和4年度～令和6年度	F I C ベース株式会社	道路の占用の特例を活用し、JR茨木駅東口（いばらきスカイパレット）及び阪急茨木市駅西口駅前広場（2階デッキ）にオープンカフェを設置し、まちづくり会社が定期的にイベントを実施する等、駅前広場を市の玄関口としてふさわしい設えにすることで、市民が訪れたい、集まりたい商業の場づくりを推進し、賑わいの創出を図る。 本事業は、目標①中心商業機能の質の更新、目標②滞在・活動の場の創出の達成に必要である。	<u>【支援措置】</u> 道路の占用の特例（法第41条） <u>【実施時期】</u> 令和元年度～令和6年度							
(2) ～ (4) 略											
9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項 〔1〕略 〔2〕中心市街地活性化協議会に関する事項 (1) 略 (2) 協議会・専門部会の開催状況											
	<u>(2) ②からの移設</u>										
8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項 〔1〕略 〔2〕具体的事業の内容 (1) 法に定める特別の措置に関連する事業											
	事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項						
	<u>【事業名】</u> 道路空間活用事業（再掲） <u>【内容】</u> 道路空間にオープンカフェを整備し、定期的にイベントを実施する。 <u>【期間】</u> 令和元年度～令和6年度	F I C ベース株式会社	道路の占用の特例を活用し、JR茨木駅東口（いばらきスカイパレット）及び阪急茨木市駅西口駅前広場（2階デッキ）にオープンカフェを設置し、まちづくり会社が定期的にイベントを実施する等、駅前広場を市の玄関口としてふさわしい設えにすることで、市民が訪れたい、集まりたい商業の場づくりを推進し、賑わいの創出を図る。 本事業は、目標①中心商業機能の質の更新、目標②滞在・活動の場の創出の達成に必要である。	<u>【支援措置】</u> 道路の占用の特例（法第41条） <u>【実施時期】</u> 令和元年度～令和6年度							
(2) ～ (4) 略											
9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項 〔1〕略 〔2〕中心市街地活性化協議会に関する事項 (1) 略 (2) 協議会・専門部会の開催状況											

■協議会

開催日		主な検討項目
(略)		
第 12 回	平成 31 年 3 月 26 日	・ 中心市街地活性化基本計画策定に向けた現状と課題、基本計画 に記載する茨木市中心市街地活性化協議会の意見書について ・ まちづくり会社の現状について
<u>第 13 回</u>	<u>令和 2 年 4 月 7 日</u>	・ <u>茨木市中心市街地活性化協議会委員の追加及び変更について</u> ・ <u>茨木市中心市街地活性化協議会規約の改訂について</u>
<u>第 14 回</u>	<u>令和 2 年 5 月 29 日</u>	・ <u>基本計画の中間フォローアップに関する報告について</u>
<u>第 15 回</u>	<u>令和 3 年 5 月 7 日</u>	・ <u>基本計画の中間フォローアップに関する報告について</u>
<u>第 16 回</u>	<u>令和 3 年 12 月 20 日</u>	・ <u>基本計画の変更申請について</u>

(3) ～ (4) 略

[3] 略

10. ～ 12. 略

■協議会

開催日		主な検討項目
(略)		
第 12 回	平成 31 年 3 月 26 日	・ 中心市街地活性化基本計画策定に向けた現状と課題、基本計画 に記載する茨木市中心市街地活性化協議会の意見書について ・ まちづくり会社の現状について
<u>新 規 追 加</u>		
<u>新 規 追 加</u>		
<u>新 規 追 加</u>		
<u>新 規 追 加</u>		

(3) ～ (4) 略

[3] 略

10. ～ 12. 略